

○医療滞在ビザ取扱概要 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
医療滞在<u>査証</u>に係る身元保証業務取扱概要 <u>2026年 8 月 1 日</u> <u>外 務 省</u> <u>経済産業省</u> <u>観光庁</u> <u>医療滞在査証に係る身元保証（以下「身元保証」という。）を行う機関として登録された旅行業者（以下「登録旅行業者」という。）及び国際医療交流コーディネーター（以下「登録国際医療交流コーディネーター」という。）の医療滞在査証に係る身元保証業務取扱概要を次のように定める。</u> 1. 医療滞在<u>査証</u>とは 医療滞在<u>査証</u>とは、本邦の医療機関の指示による全ての行為（人間ドック、健康診断、検診、歯科治療、療養（温泉湯治を含む）等）について、これを受けることを目的として訪日する<u>海外在住の外国人患者・受診者（以下「外国人患者等」という。）</u>及び同伴者に対し、発給されるものである。	医療滞在<u>ビザ</u>取扱概要 <u>2022年10月31日</u> 〔新設〕 1. 医療滞在<u>ビザ</u>とは 医療滞在<u>ビザ</u>とは、本邦の医療機関の指示による全ての行為（人間ドック、健康診断、検診、歯科治療、療養（温泉湯治を含む）等）について、これを受けることを目的として訪日する外国人患者・受診者（<u>以下、「外国人患者等」</u>）及び同伴者に対し、発給されるものである。

医療滞在査証は、医療目的での訪日をする者に対してこれまでの短期滞在査証（観光、商用等）の発給を妨げるものではない。申請者は用途に応じて申請する査証を使い分けることができる。

本査証制度は、必要に応じて見直しを行う。

2. 身元保証機関について

（1）身元保証機関とは、医療滞在査証が発給された外国人患者等及び同伴者の身元保証を行う機関であり、外務省及び観光庁若しくは経済産業省において別途定める登録基準に基づき登録された登録旅行業者及び登録国際医療交流コーディネーター等をいう。

（2）登録旅行業者は観光庁が登録・管理する身元保証機関登録リスト A に、登録国際医療交流コーディネーターは経済産業省が登録・管理する身元保証機関登録リスト B に掲載され、外務省ウェブサイトにて公表される。

3. 身元保証機関の業務

身元保証機関は、医療滞在を希望する外国人患者等の依頼を受け、同外国人患者等及び同伴者の本邦滞在について、以下の諸事項を保

医療滞在ビザは、医療目的での訪日をする者に対してこれまでの短期滞在査証（観光、商用等）の発給を妨げるものではない。申請者は用途に応じて申請する査証を使い分けることができる。

本査証制度は、必要に応じて見直しを行う。

2. 身元保証機関について

（1）身元保証機関とは、外務省及び観光庁若しくは経済産業省において別途定める登録基準により、外務省のHPに掲載されている旅行会社（以下「旅行会社」）及び医療コーディネーター等（以下、「国際医療交流コーディネーター」）をいう。旅行会社は観光庁が登録・管理する身元保証機関登録リスト A に、国際医療交流コーディネーターは経済産業省が登録・管理する身元保証機関登録リスト B に掲載される。

（2）医療滞在ビザに必要な身元保証については、身元保証機関が行う。

3. 身元保証機関の業務

身元保証機関は、医療滞在を希望する外国人患者等の依頼を受け、同外国人患者等及び同伴者の本邦滞在について、以下の諸事項を保

証する。

(1) 本邦滞在中、日本国法令を遵守させること。

(2) 警察等の治安機関等から要請のあった場合、又は問題が発生した場合、本邦における在留状況その他の事項を身元保証機関が登録旅行業者である場合は観光庁、登録国際医療交流コーディネーターである場合は経済産業省（以下「関係省庁」という。）に遅滞なく報告すること。

(3) 外国人患者等の治療費について、あらかじめ外国人患者等と医療機関との間を十分に調整すること。

(4) 受入医療機関と連携の上、「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」(以下「身元保証書」という。)を発行し、外国人患者等に送付すること。なお、数次にわたり治療のための訪日が必要な外国人患者等については治療予定表を添付し、緊急の治療が必要な外国人患者等については人道上の配慮を要することを明示的に判断できるように受入医療機関が作成した緊急性を証明する書類（医療機関による受診等予定証明書又は治療予定表への記載に代えることも可とする。）を添付すること。

〔削除〕

証する。

(1) 本邦滞在中、日本国法令を遵守させること。

(2) 関係省庁から要請のあった場合、又は問題が発生した場合、本邦における在留状況その他の事項を身元保証機関が旅行会社である場合は観光庁、国際医療交流コーディネーター等である場合は経済産業省（以下「関係省庁」という。）に遅滞なく報告すること。

(3) 外国人患者等の治療費について、あらかじめ外国人患者等と医療機関との間を十分に調整すること。

(4) 受入医療機関と連携の上、「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」を外国人患者等に送付すること。なお、数次にわたり治療のための訪日が必要な外国人患者等については治療予定表を添付し、緊急の治療が必要な外国人患者等については人道上の配慮を要することを明示的に判断できるように受入医療機関が作成した緊急性を証明する書類（医療機関による受診等予定証明書又は治療予定表への記載に代えることも可とする）を添付すること。

これらの書類の写しを、関係省庁に提出する。なお、書類の写しの提出頻度については、身元保証機関は、当該外国人患者等の身元保証書の発行日の翌月 1 日から当該月末（月末が行政機関の休日の場合はその前日。以下同じ。）までに提出するものとする。

（５）外国人患者等及び同伴者を本来の滞在予定期間までに出国させること。〔削除〕

（６）数次査証を取得した外国人患者等及び同伴者について、次回以降の訪日日程を、外国人患者等及び受入医療機関と緊密に連携の上、把握すること（身元保証機関が、外国人患者等及び同伴者の治療計画や入国日程の把握に努めたにもかかわらず、外国人患者等からの連絡がないまま外国人患者等が予定より早く入国していた、外国人患者等から虚偽の申告があった等、身元保証機関側の瑕疵によらずこれを把握し得ずに外国人患者等及び同伴者が入国していた場合には、同身元保証機関は本邦滞在中の外国人患者等及び同伴者について責任を負わない。）。

４．同伴者の取扱いについて

外国人患者等の同伴が必要か否かについては、身元保証機関及び外国人患者等との間で相談・合意されるものとする。二者の相談・合意の結果決定した同伴候補者は、査証申請書類として在外公館へ提出される「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」の「Ⅱ 身元保証機関による身元保証書」の「同伴者に関する情報」欄に記述されるものとする。〔削除〕

（５）同伴者を含む全員の出国後、当該出国日の翌月１日から当該月末までにその旨を関係省庁に報告すること。（詳細については以下５．参照）

（６）数次査証を取得した外国人患者等及び同伴者について、次回以降の訪日日程を、外国人患者等及び受入医療機関と緊密に連携の上、把握すること（身元保証機関が、外国人患者等及び同伴者の治療計画や入国日程の把握に努めたにもかかわらず、外国人患者等からの連絡がないまま外国人患者等が予定より早く入国していた、外国人患者等から虚偽の申告があった等、身元保証機関側の瑕疵によらずこれを把握し得ずに外国人患者等及び同伴者が入国していた場合には、同身元保証機関は本邦滞在中の外国人患者等及び同伴者について責任を負わない）。

４．同伴者の取扱いについて

外国人患者等の同伴が必要か否かについては、身元保証機関及び外国人患者等との間で相談・合意されるものとする。二者の相談・合意の結果決定した同伴候補者は、査証申請書類として在外公館へ提出される「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」の「Ⅱ 身元保証機関による身元保証書」の「同伴者に関する情報」欄に記述されるものとする。これら同伴者の身元保証は外国人患者等に対する身元保証とともに身元保証機関が行うも

〔削除〕

5. 外国人患者等及び同伴者受入の変更・中止

(1) 受入の取下げ

身元保証機関は、外国人患者等による査証申請後に、外国人患者等及び同伴者の一部又は全員について受入を取り下げる場合は、管轄区域内の在外公館に対し、取下げに関する申立書を提出するとともに、関係省庁に申立書の写しを提出すること。

(2) 日程の変更

身元保証機関は、外国人患者等が査証申請後に、「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」に記載された滞在予定期間に前後 1 週間以上の変更が生じた場合は、関係省庁に対し日程変更届を提出すること。日程変更届の提出については、身元保証機関は、日程の変更が生じた同一月内の案件を取りまとめ、

のとし、外国人患者等及び同伴者が日本国内において失踪した場合や身元保証機関が報告義務に違反した場合の取扱い措置（以下、「取扱い措置」）については、別表のとおりとする。

5. 出国報告

身元保証機関は、出国報告書を、出国日の翌月 1 日から当該月末までに、所定の書式をもって関係省庁に対し行う。（所定の書式については、関係省庁へ問い合わせのこと）

6. 外国人患者等及び同伴者受入の変更・中止

(1) 申請の取下げ

身元保証機関は、外国人患者等によるビザ申請後に、外国人患者等及び同伴者の一部又は全員について申請を取り下げる場合は、管轄区域内の在外公館に対し、取下げに関する申立書を提出するとともに、関係省庁に申立書の写しを提出すること。

(2) 日程の変更

身元保証機関は、外国人患者等がビザ申請後に、「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」に記載された滞在予定期間に前後 1 週間以上の変更が生じた場合は、関係省庁に対し日程変更届を提出すること。日程変更届の提出頻度については、身元保証機関は、日程の変更が生じた同一月内の案件を取りま

以下6. にしたがいで提出するものとする。

(3) 外国人患者等及び同伴者受入の中止

医療滞在査証の発給を受けた後に、外国人患者等及び同伴者の一部又は全員について受入を中止する場合は、身元保証機関が管轄区域内の在外公館及び関係省庁に対し、外国人患者等及び同伴者の一部又は全員の受入中止に関する申立書を提出するとともに、外国人患者等及び同伴者に対し、当該在外公館において査証の取消しを受けさせること。

6. 報告義務

身元保証機関は、身元保証書を発行したとき、外国人患者等及び同伴者を出国させたとき及び上記5. (2) の日程の変更が生じたとき、次の各号に掲げる所定の書式をもって、それぞれ当該各号に定める日までに関係省庁に対して報告を行う。身元保証機関が、本報告義務に違反した場合の取扱措置（以下「取扱措置」という。）については、別表のとおりとする。（所定の書式については、関係省庁へ問い合わせのこと。）

- ① 身元保証書および治療予定表の写し 当該身元保証書発行日の
翌月末日
- ② 出国報告書 当該出国日の翌月末日

とめ、翌月1日から当該月末までに提出するものとする。

(3) 外国人患者等及び同伴者受入の中止

医療滞在ビザの発給を受けた後に、外国人患者等及び同伴者の一部又は全員について受入を中止する場合は、身元保証機関が管轄区域内の在外公館及び関係省庁に対し、外国人患者等及び同伴者の一部又は全員の受入中止に関する申立書を提出するとともに、外国人患者等及び同伴者に対し、当該在外公館において査証の取消しを受けさせること。

〔新設〕

③ 日程変更届 同一月内の案件を取りまとめ、翌月末日

7. 失踪者等の発生

外国人患者等及び同伴者が日本国内において失踪等した場合には、「医療滞在訪日者事故等発生報告書」をもって、身元保証機関は直ちに関係省庁に報告すること。なお、外国人患者等について、本来の滞在予定期間を過ぎても出国の確認が取れず、かつ本来の滞在予定期間を過ぎた時点から48時間以上連絡が取れなくなった場合においては、当該時点の翌日までに関係省庁に連絡をした上で、その後当該外国人患者等が失踪したことが明らかとなった場合に「医療滞在訪日者事故等発生報告書」を提出するものとする。身元保証機関が、本報告義務に違反した場合の取扱措置については、別表のとおりとする。

同伴者が日本国内で失踪した場合の外国人患者等本人に対する取扱いとして、失踪事案の内容によっては、以下が課されうることを身元保証機関はあらかじめ外国人患者等に明確に告知し、同外国人患者等に対し、同伴者の監督を強く促す。また、数次有効査証を所持する同伴者が単独で訪日した場合も同様の取扱いが課されうることについても、外国人患者等に対しあらかじめ告知しておく。

① 外国人患者等本人の査証を取り消す。

② 将来、当該外国人患者等に対しては、いかなる日本国査証も発給

7. 失踪者等の発生（取扱措置については別表参照）

外国人患者等及び同伴者が日本国内において失踪等した場合には、「医療滞在訪日者事故等発生報告書」をもって、身元保証機関は直ちに関係省庁に報告すること。なお、外国人患者等について、本来の滞在予定期間を過ぎても出国の確認が取れず、かつ本来の滞在予定期間を過ぎた時点から48時間以上連絡が取れなくなった場合においては、当該時点の翌日までに関係省庁に連絡をした上で、その後当該外国人患者等が失踪したことが明らかとなった場合に「医療滞在訪日者事故等発生報告書」を提出するものとする。

同伴者が日本国内で失踪した場合の外国人患者等本人に対する取扱いとして、失踪事案の内容によっては、以下が課されうることを身元保証機関はあらかじめ外国人患者等に明確に告知し、同外国人患者等に対し、同伴者の監督を強く促す。また、数次有効査証を保持する同伴者が単独で訪日した場合も同様の取扱いが課されうることについても、外国人患者等に対しあらかじめ告知しておく。

① 外国人患者等本人の査証を取り消す。

② 将来、当該外国人患者等に対しては、いかなる日本国査証も発給されない措置をとる。

されない措置をとる。

別表：取扱措置

（１）報告義務違反時の対応

登録旅行業者の場合には、登録基準第八条の規定に、登録国際医療交流コーディネーターの場合には、登録基準第六条に基づき、関係省庁は、身元保証機関が以下の行為を行った場合、以下の表に定める期間、身元保証書の発行資格を停止させ、外務省ウェブサイトから削除する。なお、当該身元保証機関は、発行済みの身元保証書に関連する身元保証業務はできるものとする。

<u>身元保証書の発行資格の停止基準</u>	<u>停止期間</u>
〔削除〕	〔削除〕

別表：外国人患者等及び同伴者が日本国内において失踪した場合や身元保証機関が報告義務に違反した場合の取扱措置

（１）身元保証機関の身元保証機関登録リストからの除外

以下の行為を行った場合は、以下の表に定める期間、当該身元保証機関は身元保証機関登録リストから除外され、身元保証機関登録リストからの除外期間が終了した際は、再度外務省のＨＰに掲載される。なお、当該身元保証機関が身元保証機関登録リストからの除外期間開始日以前に、外国人患者等に発出した身元保証書がある場合においては、本身元保証書に基づく身元保証に限り、当該身元保証機関が身元保証機関登録リストから除外されていないこととして取り扱う。

<u>身元保証機関登録リストからの除外基準</u>	
<u>失踪者の有無にかかわらず、身元保証機関が取扱概要に反する以下の行為を故意に行った場合</u>	<u>完全に身元保証機関登録リストから削除（再度の身元保証</u>
<u>◆ 医療行為以外の目的のみで渡航する者を、医療ビザと称してビザ申請におよんだ場合。</u>	<u>の身元保証</u>

「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」の写しの提出が遅延した場合	1 か月
出国報告書の提出が遅延した場合	1 か月
失踪時の事故等発生報告書の提出が遅延した場合	3 か月

〔削除〕

◆ <u>日本での不法滞在を意図する者を、その意図を知らずながら身元保証を行った場合。</u> ◆ <u>外国人患者等若しくは同伴者の日本滞在中の失踪を助長する行為を故意に行った場合。</u> ◆ <u>その他、不適正な行為（指導に従わない等）を行った場合。「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」の写しの提出が遅延した場合</u>	機関としての登録申請は不可)
「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」の写しの提出（取扱概要 3.（4））が遅延した場合	1 か月
失踪時の事故等発生報告書の提出が遅延した場合	3 か月
出国報告書の提出が遅延した場合	1 か月

以下の行為を行った場合は、以下の表に定める期間、当該身元保証機関は身元保証機関登録リストから除外され、身元保証機関登録リストからの除外期間が終了した際は、再度外務省のHPに掲載される。なお、当該身元保証機関が身元保証機関登録リストからの除外期間開始日以前に、外国人患者等に発出した身元保証書がある場合においては、本身元保証書に基づく身元保証に限り、当該身元保

証機関が身元保証機関登録リストから除外されていないこととして
取り扱う。

身元保証機関登録リストからの除外期間終了後の 経過措置	
<u>前回の身元保証機関登録リストからの除外措置</u> <u>期間の終了日の翌日から起算して3か月以内</u> <u>に、「医療機関による受診等予定証明書及び身元</u> <u>保証機関による身元保証書」の写しの提出が提</u> <u>出期限から再度遅延した場合</u>	<u>3か月</u>
<u>前回の身元保証機関登録リストからの除外措置</u> <u>期間の終了日の翌日から起算して3か月以内</u> <u>に、失踪時の事故等発生報告書の提出が提出期</u> <u>限から再度遅延した場合</u>	<u>3か月</u>
<u>前回の身元保証機関登録リストからの除外措置</u> <u>期間の終了日の翌日から起算して3か月以内</u> <u>に、出国報告書の提出が提出期限から再度遅延</u> <u>した場合</u>	<u>3か月</u>

(2) 身元保証書の発行資格を停止させた場合の取扱い

〔削除〕	〔削除〕
〔削除〕	〔削除〕
〔削除〕	〔削除〕
〔削除〕	〔削除〕

関係省庁は、身元保証書の発行資格を停止させた場合、再度身元保証書の発行を認めるにあたり、当該身元保証機関から再度登録に係る書類の提出を受け、登録基準への適合状況の確認を行う。確認の結果、当該身元保証機関が登録基準に適合していると判断された場合、身元保証書の発行を認めることとし、外務省ウェブサイトにおいて再度公表する。確認の結果、適合していないと判断された場

(2) 身元保証機関登録リストから除外された場合の取扱い

身元保証機関登録リストからの除外期間終了後の経過措置身元保証機関登録リストからの除外基準	
前回の身元保証機関登録リストからの除外措置期間の終了日の翌日から起算して3か月以内に、「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」の写しの提出が提出期限から再度遅延した場合	3か月
前回の身元保証機関登録リストからの除外措置期間の終了日の翌日から起算して3か月以内に、失踪時の事故等発生報告書の提出が提出期限から再度遅延した場合	3か月
前回の身元保証機関登録リストからの除外措置期間の終了日の翌日から起算して3か月以内に、出国報告書の提出が提出期限から再度遅延した場合	3か月

身元保証機関登録リストから除外された場合、関係省庁は、当該身元保証機関の登録基準への適合状況の再審査を行う。

これにより身元保証機関登録リストからの削除を受けた身元保証機関は、当該日から起算して2年が経過するまでの間は、改めて登録を受けることができないこととする。ただし、身元保証機関登録リストからの完全な削除を受けた者は、再度登録することはできない

合、又は身元保証書の発行停止期間終了後 3 か月以内に登録に係る書類の提出がなかった場合、登録旅行業者の場合には、登録基準第九条第一項第三号の規定に、登録国際医療交流コーディネーターの場合には、登録基準第八条第一項第四号の規定に基づき、身元保証機関としての登録を取り消し、身元保証機関登録リストから削除する。

(了)

ものとする。

(了)